

第3号様式

第1回第3次船橋市文化振興基本方針策定委員会会議録

(令和7年6月23日作成)

1 開催日時

令和7年6月18日（水曜日）午前11時20分～午後0時20分

2 開催場所

船橋市役所 7階 教育委員室

3 出席者

- (1) 委員 太下委員長、松本副委員長、石井委員、小原委員、菅根委員、菅野委員、妹尾委員、中村委員、田中委員
- (2) 事務局 阿部文化課長、和田文化課長補佐、藤崎文化振興係長、碓氷主任主事、金子郷土資料館長、金児市民文化ホール館長

4 欠席者

小野木委員、高屋委員、増田委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- (1) 委員長・副委員長の選任【公開】
- (2) 第3次船橋市文化振興基本方針について【公開】
- (3) 今後のスケジュールについて【公開】
- (4) 文化芸術振興に関するアンケート調査設問項目について【公開】

6 傍聴者数

1人

7 決定事項等

- (1) 委員長・副委員長の選任
太下委員を委員長に、松本委員を副委員長に選任した。
- (2) 第3次船橋市文化振興基本方針について
文化芸術基本法に基づく文化振興、第2次船橋市文化振興基本方針の概要及び課題、第3次船橋市文化振興基本方針の方向性について共通認識を図った。
- (3) 今後のスケジュールについて
第3次船橋市文化振興基本方針の策定スケジュールについて共有した。
- (4) 文化芸術振興に関するアンケート調査設問項目について

市民及び文化芸術団体に実施するアンケート調査設問項目について協議した。

- 8 問い合わせ先
教育委員会生涯学習部文化課
0 4 7 - 4 3 6 - 2 8 9 4

9 議事

○事務局（文化課長補佐）

ただいまより「第1回第3次船橋市文化振興基本方針策定委員会」を始めさせていただきます。

私は、文化課の課長補佐の和田と申します。委員長選出まで会議の進行を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、船橋市情報公開条例第26条により原則として公開すること、また、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条の規定に基づき、会議概要および会議録の公表が行われ、全録版は開示請求の対象となる公文書であり、原則、委員の氏名及び発言内容についても開示されることをご了承ください。

はじめに、配付資料を確認させていただきます。第3次船橋市文化振興基本方針策定委員会委員名簿、席次表、会議次第、文化振興基本方針についてのスライド、第3次船橋市文化振興基本方針策定スケジュール、船橋市文化芸術振興に関するアンケート調査票【市民用】、船橋市文化芸術振興に関するアンケート調査票【文化芸術団体用】をお配りしております。お手元に資料が無い方がいらっしゃいましたら、お手数ですが挙手にてお知らせくださいますようお願いいたします。

続いて、会議の傍聴人について報告いたします。本日11時00分を締め切りとして募集したところ、傍聴希望の方は、1名、おられます。傍聴人は、傍聴整理券に記載された諸注意を守るようお願いいたします。さきほど、委員名簿に記載の順で、委員の皆様より、自己紹介をお願いしておりましたが、時間が押しているため、割愛させていただきます。

それでは、本日の議題に移らせていただきます。

はじめの議題は「委員長・副委員長の選出について」です。

「第3次船橋市文化振興基本方針策定委員会設置要綱」第6条第2項では、本策定委員会の委員長及び副委員長は委員の互選により定めることとなっております。

どなたかご推薦はございますでしょうか。

○菅根委員

はい。

○事務局（文化課長補佐）

菅根委員、お願いします。

○菅根委員

第2次方針を文化振興推進協議会で策定した時も、太下さんが会長を、松本さんが副会長を務めてくださいましたので、太下さんと松本さん、いかがでしょうか。

○事務局（文化課長補佐）

太下委員を委員長に、松本委員を副委員長にと、ご推薦がありましたが、皆様、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○事務局（文化課長補佐）

それでは、太下委員が委員長として、松本委員が副委員長として、承認されました。太下委員長、松本副委員長、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○太下委員長

改めまして、太下です。引き続き司会進行役を務めさせていただきますので、闊達な議論をよろしくお願いいたします。

○松本副委員長

松本です。音楽関係中心にやっておりますけど、船橋市の文化振興に少しでもお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（文化課長補佐）

ありがとうございました。

第3次船橋市文化振興基本方針策定委員会設置要綱第6条第3項の規定により、会議の議長は委員長が務めることとなっております。

この後の進行につきましては、太下委員長にお願いいたします。

○太下委員長

それでは皆様よろしくお願いいたします。

早速議題に入ります。議題2「第3次船橋市文化振興基本方針について」事務局より説明願います。

○事務局（文化振興係長）

議題2「第3次船橋市文化振興基本方針について」事務局の文化課文化振興係長藤崎よりご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局より文化振興基本方針を策定するにあたり、そもそも文化振興とは何を指すのか、またこれまでの船橋市の文化振興基本方針などを簡単にではございますが、ご説明させていただきます。

はじめに、今回の第3次方針を策定するにあたり、文化財については、今後新たに文化財保存活用地域計画を策定予定であるため、文化財の保存活用に係る内容は、第1および第2次方針よりも縮小することとなりますので、ご了承ください。

まず、2ページをご覧ください。はじめに文化振興の意義をご説明いたします。

こちらは文化庁のホームページから引用したもので、平成14年12月10日に閣議決定された文化芸術の振興に関する基本的な方針で示してものになりますが、1は人間らしく生きるための糧、2は相互の理解を促進し、共に生きる社会の基盤形成、3は経済活動、4は人類の真の発展に貢献するもの、5は文化の多様性を維持し、世界平和の礎、となっています。

続きまして、3ページでは、文化芸術の法律や、国の計画などをご説明します。

平成18年に文化芸術振興基本法が制定され、翌年、文化芸術の振興に関する基本方針が策定されました。平成29年には文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正されました。ここで、地方公共団体に計画の策定が努力義務とされました。そのため、船橋市では、同年、船橋市文化振興基本方針を策定しております。国では、平成30

年に文化芸術推進基本計画が新たに策定されております。船橋市では、令和4年に第2次基本方針が策定され、こちらは令和8年度までとなっていることから、皆様には令和9年度からスタートする第3次基本方針の策定に携わっていただくこととなります。

それでは、4ページをご覧ください。文化芸術振興基本法にはどのようなことが規定されているのかご説明いたします。第2条では、文化芸術活動を行う者の自主性というものがあることがうたわれています。また、国と地方公共団体の責務が示されており、施策の策定などが規定されています。そして、8条～34条に関しては、文化芸術の振興に関する基本的施策を示しています。

5ページをご覧ください。平成29年に振興基本法が改正されて、制定されました文化芸術基本法について説明いたします。大きなところでは、文化芸術の振興だけでなく、観光や産業など幅広い分野との連携が謳われています。また、文化芸術団体の役割が新たに規定され、自主的かつ主体的に役割を果たすように努めることが定められています。

それでは、文化芸術とは何を指すのかという問題ですが、6ページをご覧ください。

こちらは文化芸術基本法に規定されております。文学や美術から始まり、日本の伝統文化であります、雅楽や歌舞伎、漫談、茶道、書道だけでなく、文化財なども文化芸術として規定があります。さらには、漫画や、パソコンで作成したグラフィックアートなども文化芸術となっております。このように文化芸術の範囲としては、とても広いものとなっていることがおわかりになることかと思えます。

7ページをご覧ください。ここからは船橋市の文化振興基本方針をご説明いたします。第2次方針は令和4年度から始まっていますが、それ以前の第1次方針を継承しつつ、4つの基本目標を設定しています。1つ目が、気づき始まる。2つ目が、学び楽しむ。3つ目が、育みつながる。4つ目が、活かし伝える。この4つの基本方針には、それぞれにどのような内容で文化活動をおこなっていくのか、記載されており、さらには、これらを元にして、めざすべき姿が定められており、市民が文化・芸術に触れ、「ふるさと船橋」に親しみを感じる状態というものを定めております。

8ページをご覧ください。では、第2次基本方針の概要についてですが、前ページの4つの基本目標をもとに3つの重点プログラムを作成しました。1つ目の「アートでつながるまち ふなばし」では、出張美術展の開催などを盛り込んでおり、こちらは今年度は6月7日～15日まで郷土資料館で開催しました。2つ目の「ふるさと船橋を知る」については、今週の土曜日である14日にも船橋中学校で開催する発掘調査現場での見学会や講演会などを開催し、SNSでも随時、発掘の様子などを取り上げています。3つは前述の2つのプログラムの複合的な施策の展開となっております。これは、市内の遺跡から出土したハマグリなどの貝を細かく砕き、日本画の画材である胡粉（ごふん）にし、絵を書いていただくイベントを開催したりしております。

続きまして、9ページでは、方針の総合指標について、記載しております。1次方針で、船橋市は「文化芸術のまち」だと思うかと質問したところ、思う・やや思う、

を合計すると、28.8%でした。これを令和3年度では、60%に引き上げることを目標として掲げました。次に2次方針では、船橋市を「市民の文化活動や文化事業に対する取組が盛んなまち」だと思いかという質問に対して、思う・やや思うと回答した人の割合が令和3年度では、40.3%でした。しかしながら、令和6年度の調査では、38.6%と減少しており、今後、文化ホールの改修工事が見込まれることから、更なる減少が危惧されるところです。

10 ページでは、第2次方針の成果について、報告いたします。主な成果としては、4点あり、1つ目に平成29年度から学芸員を採用しておりますが、先にもお伝えしましたが、学芸員による出張美術展はとても好評です。2つ目は対話型鑑賞教室です。こちらは船橋所蔵の美術品をもとに作成したアートカードを使い、児童が美術鑑賞し、その作品からどのような印象をうけるのか、というものです。3つ目は、その鑑賞教室を今年度より全校実施したことで、4つめはInstagramによる情報発信となっております。

一方、第2次方針の課題については、11ページをご覧ください。一番の課題は総合指標の結果が減少傾向にあることです。また、3番目をご覧くださいと、文化を様々な分野と結びつきを強めるため、組織体制の見直しが必要なことです。次に、4番目をご覧ください。船橋市においては、文化振興として、以前より文化団体を支援しているところですが、今後はこれらの団体のみならず、新しい団体や若年層への支援も必要になってくるかと思えます。そして、文化振興の在り方として、文化芸術基本法に則り、地域文化の創造の主体は市民であり、市民の自主性、主体性の尊重し、行政はその基盤づくりや支援策を整備するという姿勢が地方自治体には求められているかと思えます。この考えの根幹には、アームズ・レングス（自立と支援の原則）というものがあります。これは、欧米では古くから文化政策に取り入れられているものであり、いわゆる、「金を出すけど口は出さない」ということ。手の届く範囲で距離を保ちながら政策を行うという考え方であり、これをベースにし、現在支援している団体はもちろんのこと、新たな団体への支援も大切であると考えています。事務局からの説明は以上となりますが、さきほどご説明いたしました、アームズ・レングスの原則について、太下先生より補足をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○太下委員長

はい、それではご指名ですので、ご存じの方もいるかもしれませんが、アームズ・レングスの原則という言葉があります。アーム、腕、ですよ。レングス、とは、長さ、です。腕の長さということです。腕の長さというのは何を意味しているかというと、距離のことです。さきほど事務局から「金を出すけど口は出さない」という表現がありましたけど、一言で言うと、文化芸術の支援における金を出す側と受け取る側、アーティスト側や団体側との関係性を示した言葉です。つまり、お金を出す場合、こうお金を出す場合。どうしても、お金を出す側の方が、権力というところちょっと嫌なことですけども、力を持ちがちですよ。で、もらう側というのが、どうしても弱く

なりがちである、と。もし、アームズ・レングスの腕が腕の長さがもう少し短くなると、何が問題なのかというと、これが非常に極端に短くなった事例というのが、第二次世界大戦中のナチスドイツですね。ナチスドイツは、非常に熱心な文化政策を行いました。ただし、それはナチスドイツが、ドイツ的である、ドイツを鼓舞する、そういったものが支援されているわけですね。で、逆に、ドイツ的ではないとナチスの人々が思ったものについては、退廃的であるということで、退廃芸術というカテゴリーで非常に弾圧をされたわけですね。前衛的な表現とか、先進的な表現を退廃芸術とかに位置づけられました。これが 1 つの極端な例ですけれども、腕の長さが短くなると、非常に恣意的に文化の支援が行われるようになって、文化の振興から考えるとよろしくない状況が起こる、と。なので、一定の距離を置くことがいいだろうと言われるんです。概ね 1970 年以降ぐらいから使われるようになった言葉です。船橋市と船橋市のアーティストや様々な文化団体とを考えた場合、船橋市は支援をするけれども、それに対して、介入とか、そういうことはしないという。ある意味当たり前の原則のことを言っているということですね。ただし、アームの長さががめちやくちや遠ければいいのかというと、必ずしもそういうことではなくて、これあまりに遠いと、逆に、両者の関係はとても薄くなってしまうので。例えば、それはどういうことかということ、船橋市側があんまり文化に対して現場感を持たずに、今後支援していいのかどうかがよくわからなくなってくるということになりますから。一定の距離を保つというのが一番いいということになりますね。要は、バランスの問題だと思います。簡単ではありませんけど、そんな感じでしょうか。

いかがでしょうか。アームズ・レングスの原則については、後で、個別にご説明させていただきますけど、今は事務局の方の説明ですね。基本方針について何かご質問、ご意見等があれば受けたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○中村委員

中村です。ご説明ありがとうございます。スライド 10 ページ「第 2 次船橋市文化振興基本方針の振り返りの成果」1 番で、美術学芸員の方が入ってきたとあるのですが、この方達が船橋市の行政機構のどこに位置づけられているのか。船橋市で美術館というとアンデルセン公園の子ども美術館かと思いましたが、そことどういう関係にあるのか。以上 2 点をご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○事務局（文化振興係長）

学芸員は、今、常勤で 2 人おります。その常勤 2 名につきましては、文化振興係、私の係に在籍しております。子ども美術館との関係はございません。文化振興係で、先ほど申し上げた、出張美術展やアーティスト・イン・スクールなどの事業に携わっております。よろしくお願いいたします。

○事務局（文化課長）

美術学芸員なのですが、実は市の方では、美術館の建設が具体的に動いた時期があったんですが、令和 3 年度に政策決定されて、結局見送りになりました。ただ、学芸員は先行して採用していた経緯もありまして、今は箱がなくても、美術館的な活

動をしていこうというところで、文化課に職員を配置して、出張美術展などを開催している状況です。また、アンデルセン公園のこども美術館は指定管理者が運営していますので、直接の関係はないということになります。

○中村委員

ありがとうございます。以上です。

○太下委員長

他に何かございますか。

○小原委員

小原でございます。文化振興基本方針のご説明の2ページ目、文化振興の意義の3番目のところに、質の高い経済活動を実現するっていう言葉が、出ております。あと、5ページ目の文化芸術基本法の改正の中の、一番初めのところで、観光やまちづくりという言葉も出てきています。まさしく、商工会議所、経済団体として、文化振興との関わりというところで、大きな可能性があるんだと改めて気付かしていただいたんですが、最後の10ページ、11ページ、成果と課題の中には盛り込まれていないのかな、とうところが私の印象で、ぜひその辺りを次の基本方針の中に盛り込んでいただければありがたいと思います。以上です。

○事務局（文化課長）

はい、おっしゃられたとおり、平成14年の文化庁の文化振興の意義にも質の高い経済活動の実現ということが掲げられております。直近の国の計画でも、重点取組の中に文化と経済の好循環みたいなことが謳われています。一方で、これは前回の協議会でも少し意見が出たんですが、今、文化振興の所管課が、市長部局に移管されているところ多いんですけど、うちは今のところ教育委員会というところで、なかなか、ほかの分野との連携が難しいところも正直ございます。また、ミュージックストリートも立ち上げ当初は、経済部の職員も実行委員に入っていたんですが、いつの間にか抜けてしまっていたというところもあります。庁内でも、組織のあり方は議論していますが、ちょっと時間がかかりそうではあるんですが、いずれにしろ次期方針においては、さまざまな分野、経済等々も含めて、連携はよくよく考えていきたいと思えます。

○菅根委員

学芸員なんですけれども、これから博物館を作る、美術館を作るという時に、教育委員会の組織の中に揃うことはあるんですけれども、計画がなくなってしまったのに、その職務を残すというのは、あまりよろしくないんじゃないかと。例としてあまりないと思うんですね。だからそれはちょっと考えた方がいいと思います。それとですね、各自治体が今文化財の保存活用計画というのをやっております。船橋市さんでは、そういったものをおやりになってこの今の計画と関連したものをお考えでしょうか。それをお願いします。

○事務局（文化課長）

はい。まず美術館はなくなったということではなくて、政策会議の中で、ほかの文

化施設のあり方も含めて長期的な課題とするということになりまして、まだ決して完全になくなったというわけではなくてですね。けど、箱はないけれども、優れた所蔵作品をお預かりしていますので、色々な公共施設を活用しながら美術館に近い活動をしていこうということでやっています。あと文化財保存活地域計画につきましては、菅根委員にもご協力いただきました、史跡取掛西貝塚保存活用計画が令和6年度からスタートしているんですが、その中で5年以内に策定するということを掲げていて、まだ具体的なスケジュールは決まっていらないんですが、今後策定していく考えがございます。以上です。

○田中委員

市民委員の田中と申します。質問なのですが、基本方針の7ページの基本目標4番目の生かし伝えるで、市民自らが文化の発信者となるように支援する、と書いていまして、市民自らの「市民」が船橋市民だけ、と限定されているのか、市外のアーティストや、船橋市に在住してアーティストをしている方の知り合いなども招いて活動することも対象としているのかが、疑問に思いました。

○事務局（文化振興係長）

こちらの市民につきましては、基本的には船橋市民をさすもののご理解いただければと思います。ただ、船橋市民でなくても、例えば、船橋にゆかりある人、そういった方も、積極的に発信者として支援するということをご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○太下委員長

他に何かご意見ご質問ありますでしょうか。

ご説明いただいた内容が、今後どうしていくのかというのが次のスケジュールの話になるでしょう。では、今後のスケジュールについて事務局からご説明お願いいたします。

○事務局（文化振興係長）

本日、この後、アンケート項目について、ご意見をいただいたのち、それを反映したものを改めて、委員の皆様にご覧いただき、7月にアンケート調査を実施します。

その後、10月ごろ、第2回策定委員会を実施し、アンケートの結果報告と課題分析、方向性、骨子案について協議します。

その後のスケジュールは記載のとおりになっており、令和9年2月から3月に第3次方針策定の報告をいたします。以上です。

○太下委員長

はい、ご説明ありがとうございました。今後のスケジュールについて何かご質問ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。はい、それでは続いて、文化芸術振興に関するアンケート調査設問項目について、事務局からご説明お願いします。

○事務局（文化振興係長）

アンケートについてご説明いたします。対象者は2025年7月1日現在、市内に住民登録されている18歳以上の無作為抽出の3000人に調査票を送付いたしま

す。回答方法は郵送またはパソコン・タブレットなどのオンラインとなっております。

それでは、設問についてですが、全部で29問ございます。1～7は、回答者の性別や年齢等を問うものとなっております。8～13は文化の鑑賞や観覧についての項目です。問9の分類については、文化芸術基本法をもとに作成いたしました。14～18は文化活動についての設問です。19は子どもの文化芸術活動についての設問です。20は障害者の方の文化芸術活動についての設問となっております。21～23は船橋の文化施設や船橋市が主催または実行委員として携わっているイベントについての設問です。24は地域の文化に関する質問となっております、問24（1）あなたは船橋市を「市民の文化活動や市の文化事業に対する取組が盛んなまち」だと思いますかという問いは総合指標に活用するものとなっております。25～28は文化振興についての設問となっております、問26は今後の文化が他分野とどのようにかかわっていけばより盛り上がっていくのかを検討するための設問となっております。

ここで本日ご欠席の小野木委員よりメールが届いております、アンケートに対するご意見をいただいているので、ご紹介させていただきます。

1つ目として、冒頭の文章にあるアンケートを実施する目的、これをより市民の皆様にご協力いただけるように、明確かつ熱量を、もっと表現したほうが良いのではないかという意見です。また、よりアンケートの回収率を高めるために、何かインセンティブ設けた方が良いのではないかという意見です。また、設問数が多いので、もう少しまとめられるものはまとめた方が良いのではないかという意見がございました。

この小野木委員のご意見に対しまして、早速事務局より回答させていただきます。インセンティブについては、何か設けられるものないかというところで、我々の方で今後検討していきたいと思っております。また、質問については、まとめられるものを少しまとめていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○太下委員長

ご説明ありがとうございました。アンケート調査につきまして何かご意見ご質問がある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

○菅野委員

私、吹奏楽をやっているもので、吹奏楽の項目がないのは、非常に気になりましてですね。例えば、問9（1）の1番、これは市民の方向けと団体向け全てでそうなんですけれども、クラシック音楽（管弦楽・オペラ）などとなっているんですね。なので、こちらに吹奏楽をぜひ入れてほしいと思いました。吹奏楽をやっている方も多分多いと思うんですよね。なので、その文言を入れていただきたいということと、あと3番の音楽に付随してですね、楽器演奏を含むという文言を加えたら良いのではと思いました。というのはですね、16番に「歌唱」あるんですが、この音楽と歌唱とどちらに行ったらいいかわからなくなるな、と思ったので、こちらの歌唱については、楽器演奏含まない、として。そして、私はゴスペルをやってますね、コーラス、合唱と言われれば合唱なんですけれども、一応、合唱・コーラス・ゴスペルという文言も加えたらよりわかりやすいかなと。あと、文化振興についてというのがあると思

うんですが、10 ページ目、問 26 の 1、まちづくり・地域活性化と書いてあるんですね。例の部分で、加えていただきたいなと個人的に思ったのが、観光スポットとなり得るようなランドマークのようなものを創出したらどうかなと思いました。それと、5 番のスポーツ・健康増進に、健康と音楽のマリアージュみたいなものとか、介護施設などのイベント出演などの例も加えたらどうかなと思いました。以上です。

○太下委員長

はい、ありがとうございました。ぜひ、事務局の方でご検討お願いします。他に何かご意見ご質問ございますでしょうか。

○菅根委員

8 ページの問 2 1 がございますけども、文化芸術施設ということですが、三番瀬環境学習館は、文化芸術ではないということで、それで外してあるんでしょうか。それとも、例えば、国立科学博物館とか、東京都の観光地となっていますが、圧倒的に博物館が多く、自然に対する意識というのが多いんですけど、そういうものと比較をするために入れておいた方がいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（文化振興係長）

三番瀬環境学習館については、検討はしたんですが、敢えて外しました。なぜ外したかという、その前の問 19 で、環境とかを、あまり加えていないため、今回は外したというところになっております。以上です。

○中村委員

中村です。今の議論に引き続き、問 17 や問 15、いろんな文化芸術の分野が列举されているところで、船橋市は「吹奏楽」も入れた方が良いというのは、私も同感です。

10 番の「映画」ですが、「映画」と言われると、若い人たちで選ばない人も増えると思います。いわゆる映画館でスクリーンで鑑賞する 2 時間ぐらいの作品だけでなく、映像や動画も含めて「映画」を選んで欲しいのであれば、「映画（映像・動画）」みたいな形で表記を補ったほうがよいのではないかと。

もう 1 点、10 ページの問 26 に関連して、先ほどのご発言とも重なりますが、福祉のところでは障害者福祉以外のものも答えてほしいのであれば、児童福祉・高齢者福祉の例示も入れておいた方がいいであろうと思います。例示はわかりやすいですけど、どうしても引っ張られるので、「〇〇福祉」の例示は満遍なく入れておいた方が、望む結果が得られると思います。

また、5 番の例のところでは、「スポーツイベントとのコラボ」ではなく、「スポーツイベントとアニメのコラボ」となっていて、アニメ好きの人がこの選択肢に引っ張られてしまわないかというのも気になります。スポーツと文化芸術のコラボのニュアンスを載せたいただけだったら、アニメは外した方がミスリーディングが減るかと思います。

あと恐縮ですが、経済産業とのタイアップの例示で「ミートフェスト」と書かれているのがどんなものかわからなくて検索したのですが、ひょっとして「ミートフェスタ」か、「ミートフェスティバル」ではないでしょうか。名称の書き方を確認いただけ

ればと思います。以上です。

○事務局（文化振興係長）

例は、全部船橋市でやっているものではなく、他の自治体などを参考にした例もあります。その点ご了承いただければと思います。

○中村委員

そうすると、このミートフェストは何を意味したかったのでしょうか。

○事務局（文化振興係長）

ミートフェストのことなんですけど、ミートフェスティバルと直で書いてしまうと、固有のイベント、そちらに引っ張られそうな感じがしまして。敢えて、そういった表現を用いなかったというところにはなります。

○事務局（文化課長）

ちょっと表現を考えます。

○田中委員

田中と申します。問 26 の、1 番まちづくり・地域活性化、2 番経済産業とのタイアップで、私が思い浮かんだことが、私もあまり船橋市の行事やら、お祭りやらを詳しくないんですけれども、それを例として、例えばあるか分からないんですけど、船橋市民祭りだったら、それと絡めたい人がいたら例としてあげることも、もしかしたらいいのかな、と。船橋にちなんだ、船橋の人が知っているイベントを例に出してもいいかと思いました。

○太下委員長

いずれにしろ、カッコ内は、一度練っていただいた方が表現として良いかと思います。他に何かご意見ございますでしょうか。後で思いつかれたら事務局にメール等でご連絡いただければいいんじゃないかと思います。

○事務局（文化課長補佐）

お時間も限られていますので、この場でお気付きにならない点があればですね、今週中にご意見をいただきまして、意見を反映させて、業者の方にご連絡したいと思いますので、メール等でご連絡いただければと思います。よろしくお願いします。

○石井委員

文化芸術団体用のアンケート調査の方で意見があるのですが、問 3 貴団体の会員の主の年齢層を教えてください、とあるんですが。かなり細かくてですね、20 歳未満、これが 10 歳刻みになっているんですね。船橋市美術連盟は、かなり高齢化が進んでいますけど、この 7 つの中には、ちょっと収まらないのかなって。ちょっと、それがどうしたらいいものだろうか。実際にこれをもらって、事務局の方に渡した時に、と困るかな、と。10 歳刻みだと、とてもじゃないけれども、難しいなっていうところがありました。それと、もう 1 つが、問 7 で、貴団体の活動頻度はどの程度ですか。というのがあるんですが、大きなイベントとしては、市展の開催であるとか、会員展の開催になるとか、というのがあるんですが、貴団体の活動状況ということになると、事務局でのイベントに関わる事務局会議的なものが、月 1 回とかですね。展

覧会があれば、その前段階で色々なお話をしますので、その辺の会議も含まれるのかなのか。活動の定義というものを明確にしてもらえばいいかなと感じました。以上です。

○事務局（文化振興係長）

すみません、団体のアンケートをまだご紹介していなかったんですけど、団体のアンケートについては、社会教育関係団体に伺おうと思っております。年齢層を教えてくださいということで、石井委員よりご質問がありましたが、もう少し幅を広くした方が良いでしょうか。例えば、10代ではなく、20代以下とか。あとは30から40とか。

○石井委員

色々な団体がありますけど、かなり答えにくいと思いますので。

○菅野委員

自由記述の方が良いんじゃないですか。うちのアルファモニック吹奏楽団ですと、10代から70代までいるんですね。割り方、主だったのは、20代から40代、50代ぐらいまでが中心年齢かなってぐらいやっぱ広いですよ。なので、なかなか難しい選択肢になるかなと思いました。

○事務局（文化振興係長）

ありがとうございます。主な年齢層を聞く意図としては、団体の高齢化が進んでいるのではないかということも、今後の文化政策のことを考えると、重要な問題にはなってくるかと思うんです。で、なるべく、そういったところは、ある程度把握をして、3次方針には反映していきたいなと思っているところで、この設問を設けたというところになります。

○中村委員

この間は複数回答にできませんか。10代以下、20代、30代、40代みたいな形で、1人でもいたら選んでいただく形は、アンケートとして技術的にはできそうな気がします。

○太下委員長

ただ、それをやって集計してもあんまり意味のない結果にしかないんじゃないでしょうか。もし高齢化のことを把握したいんだったら、ストレートに、高齢化は進んでいますか、と聞いてしまう。大変進んでいるとか、そんなような感じの回答の方がいいんじゃないですかね。また、60歳以上は、だいたい何割ぐらいいらっしゃいますか、とか。

○事務局（文化振興係長）

ありがとうございます。そういったところを踏まえまして、この質問につきましては、なるべく答えやすいように、団体の方が迷わないような設問にしたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○中村委員

先ほど、社会教育関係団体の方にお聞きするとおっしゃっていましたが、社会教育

関係団体に登録していないけれど、市内で文化的な活動を継続して頑張っている団体もありうるかと思います。網羅的には無理でも、そういったところも、把握できている限りはお聞きしてみてもいいのではないかと思います。併せて、先ほどの年齢層の話はご検討いただくとのことでしたけれど、運営しているのが大人であっても、そういった活動団体の中で会員としては未成年がメンバーシップを持っているケースもあると思うので、18歳未満へのアプローチは工夫してもいいのではないかと思います。以上です。

○太下委員長

ありがとうございました。他に何かございますか。よろしいですか。そうしましたら、本日の議題はこれですべて終了となります。あとは事務局の方からご連絡があればお願いいたします。

○事務局（文化課長補佐）

委員の皆様、長時間のご審議ありがとうございました。事務局より3点ご知らせがございます。まず1点目、本日の会議につきましては、公開することとなっております。本日の会議録を事務局で作成しましたら、皆様に内容のご確認をお願いいたしますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

2点目ですが、次回の第2回策定委員会の日程については、10月頃を予定しております。第1回同様、担当より日程調整のご連絡をさせていただきます。

3点目ですが、駐車券をお持ちの方がいれば、会議終了後、駐車印を押しますので事務局までお申しつけください。事務局からは以上です。

○太下委員長

ありがとうございました。その他委員の皆さんから何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは第1回第3次船橋市文化振興基本方針策定委員会をこれで終了いたします。本日ありがとうございました。お疲れ様でした。